

松江市ガス事業の概要について

1. 都市ガス事業（ガス事業法）

（1）ガス小売事業 — 経済産業大臣の登録を受ける

① 小売（営業）

- ・お客様対応（職員）
- ・料金の収受（職員）
- ・消費機器の定期保安調査、故障修理や保守点検など（（株）松江ガスサービスへ随契委託）

② 製造（小規模）

- ・ガス製造事業者の届出はLNGタンクが20万kℓ以上
 - ガス局は750kℓ
- ・LNGは、随意契約で複数社から購入
- ・増熱用LPガスは、一般競争入札で購入
- ・職員が都市ガスを製造

（2）一般ガス導管事業 — 経済産業大臣の許可を受ける

① 本支管（ガス局資産）

- ・工事は、承認工事業者（4社、松江市ガス事業協力組合を結成）へ発注
- ・工事は基本的に指名競争入札
- ・ガス漏れ等、緊急時の工事は随意契約

② 内管（お客様の所有）

- ・工事は、承認工事業者、準承認工事業者（5社）、簡易内管施工登録店（1社）が実施
- ・ガス局においては、お客様と工事業者が直接契約することが一般的（一般ガス導管事業者が責任を負うため、民間ではガス事業者を通すことが一般的）

③ メーター（ガス局資産）

- ・開閉栓業務は、（株）松江ガスサービスへ随契委託（繁忙期等は職員も行う）
- ・検針は、検針員（個人）に委託（一部、職員実施の部分あり）
- ・有効期限切れのメーター取替は、（株）松江ガスサービスへ随契委託（大型メーターは承認工事業者へ入札）

2. LPガス事業

(3) 旧簡易ガス事業（ガス事業法、ガス小売事業） — 経済産業大臣の登録を受ける

① 小売（営業）

- ・お客様対応（職員）
- ・料金の収受（職員）
- ・消費機器の定期保安調査や故障修理など（（株）松江ガスサービスへ随契委託）

② 導管（ガス局資産）

- ・工事は、承認工事業者へ発注
- ・耐震化対策が終了しており、工事はほぼ無い

③ 内管（お客様の所有）

- ・工事は、承認工事業者、準承認工事業者、簡易内管施工登録店が実施
- ・ガス局においては、お客様と工事業者が直接契約することが一般的（ガス小売事業者が責任を負うため、民間ではガス事業者を通すことが一般的）

④ 原料・容器・配送

- ・原料は、随意契約で4社から購入
- ・容器は、随意契約で同一社から賃借
- ・配送は、随意契約で同一社（グループ会社あり）に委託

⑤ メーター（ガス局資産）

- ・開閉栓業務は、（株）松江ガスサービスへ随契委託（繁忙期等は職員も行う）
- ・検針は、検針員（LPガス会社2社）に随契委託
- ・有効期限切れのメーター取替は、（株）松江ガスサービスへ随契委託

(2) 液石法のLPガス事業 — 島根県知事の登録を受ける

① 小売（営業）

- ・お客様対応（職員）
- ・料金の収受（職員）
- ・消費機器の定期保安調査など（東部保安センターへ随契委託）
- ・消費機器の故障修理や保守点検は、（株）松江ガスサービスへ随契委託

② シリンダー

- ・原料は、随意契約で6社から購入

- ・容器は、随意契約で同一社から賃借
- ・配送は、随意契約で同一社（グループ会社あり）に委託

③ バルク

- ・原料は、随意契約で3社から購入
- ・充填は、随意契約で同一社（グループ会社あり）に委託
- ・容器は、ガス局又はお客様所有

④ 内管（お客様の所有）

- ・お客様の要望があれば、工事の資格を持った事業者を紹介（職員）

⑤ メーター（ガス局資産）

- ・開閉栓業務は、（株）松江ガスサービスへ随契委託（繁忙期等は職員も行う）
- ・検針は、検針員（LPガス会社2社）に随契委託（一部、職員実施の部分あり）
- ・有効期限切れのメーター取替は、（株）松江ガスサービスへ随契委託

【参考】島根県LPガス協会松江支部

- ・ガス局を含む35社が会員
- ・旧簡易ガス事業、液石法のLPガス事業を委託しているLPガス事業者7社及び配送を委託している2社が会員

昭和二十九年法律第五十一号

ガス事業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 ガス小売事業

第一節 事業の登録（第三条—第十二条）

第二節 業務（第十三条—第二十条）

第三節 ガス工作物

第一款 技術基準への適合等（第二十一条—第二十三条）

第二款 自主的な保安（第二十四条—第三十一条）

第三款 工事計画及び検査（第三十二条—第三十四条）

第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者（第三十四条の二—第三十四条の十三）

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款 事業の許可（第三十五条—第四十六条）

第二款 業務（第四十七条—第五十八条）

第三款 会計（第五十九条・第六十条）

第四款 ガス工作物

第一目 技術基準への適合等（第六十一条—第六十三条）

第二目 自主的な保安（第六十四条—第六十七条）

第三目 工事計画及び検査（第六十八条—第七十一条）

第四目 認定高度保安実施一般ガス導管事業者（第七十一条の二・第七十一条の三）

第二節 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出（第七十二条—第七十四条）

第二款 業務（第七十五条—第八十二条）

第三款 会計（第八十三条）

第四款 ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条）

第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者（第八十四条の二・第八十四条の三）

第三節 導管の接続に係る努力義務等（第八十五条）

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出（第八十六条—第八十八条）

第二節 業務（第八十九条—第九十四条）

第三節 会計（第九十五条）

第四節 ガス工作物

第一款 技術基準への適合（第九十六条）

第二款 自主的な保安（第九十七条—第一百条）

第三款 工事計画及び検査（第一百一条—第一百四条）

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者（第一百四条の二・第一百四条の三）

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業（第百五条・第百六条）

第六章 ガスの使用制限等（第百六条の二・第百六条の三）

第七章 あつせん及び仲裁（第百七条・第百八条）

第八章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節 指定試験機関（第百九条―第百二十二条）

第二節 登録ガス工作物検査機関（第百二十三条―第百三十六条）

第九章 ガス用品

第一節 定義（第百三十七条）

第二節 販売及び表示の制限（第百三十八条・第百三十九条）

第三節 事業の届出等（第百四十条―第百四十九条）

第四節 検査機関の登録（第百五十条―第百五十二条）

第五節 国内登録ガス用品検査機関（第百五十三条・第百五十四条）

第六節 外国登録ガス用品検査機関（第百五十五条・第百五十六条）

第七節 災害防止命令（第百五十七条）

第十章 雑則（第百五十八条―第百九十一条）

第十一章 罰則（第百九十二条―第二百七条）

附則